

北茨城市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）地域の見守り活動に関すること。
- （2）道路の損傷に関すること。
- （3）廃棄物の不法投棄に関すること。
- （4）災害発生時の協力に関すること。
- （5）安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （6）地域経済の活性化に関すること。
- （7）未来を担う子どもの育成に関すること。
- （8）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な協力内容については、甲及び乙合意の上決定する。ただし、同項第1号～第4号については、「地域における協力に関する協定」（平成29年7月4日締結）のとおり実施する。

3 乙は、第1項に掲げる事項について、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、北茨城市内に事業所を有する郵便局とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙いずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年6月21日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長

豊田 稔



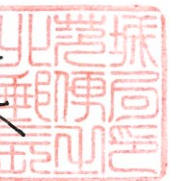
乙 北茨城市内郵便局代表

茨城県北茨城市磯原町磯原1丁目120番地

日本郵便株式会社

北茨城郵便局長

神長 勇美



茨城県日立市諏訪町4-1-13

日本郵便株式会社

日立諏訪郵便局長

吉澤 孝夫

